

# 新宿区基本構想

平成9年3月

東京都新宿区







新宿 <sup>い</sup>ともに生き、<sup>つど</sup>集うまち  
<sup>かんが</sup>ともに考え、<sup>つく</sup>創るまち

— 新宿区基本構想 —



# 目 次

序 章 基本構想見直しの背景と目的 .....	1
第1章 新宿区の直面している課題と新しい新宿像 .....	3
1-1 新宿区のまちづくりの課題 .....	3
1-2 新時代の新宿像 .....	6
第2章 まちづくりの大綱 .....	7
2-1 健康でおもいやりのあるまち .....	8
(1) 心と体の健康づくり .....	8
(2) 地域とともに育む福祉社会づくり .....	9
(3) 社会福祉を支える新しいしくみづくり .....	10
2-2 ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち .....	12
(1) 生涯学習、スポーツの推進 .....	12
(2) 個性ある地域文化づくり .....	13
(3) ふれあい、参加、協働の推進 .....	14
(4) 男女共同参画社会の構築 .....	15
(5) 平和の推進と国際化への対応 .....	16
2-3 安全で快適な、みどりのあるまち .....	17
(1) 計画的なまちづくりの展開 .....	17
(2) 災害に強い安全なまちづくり .....	18
(3) 快適な生活環境づくり .....	18
(4) うるおいのあるみどりのまちづくり .....	19
2-4 にぎわいと魅力あふれるまち .....	21
(1) 魅力あふれるまちづくり .....	21
(2) 活力ある地域産業づくり .....	22
(3) 魅力ある地域商店街づくり .....	22
(4) 豊かな消費生活の実現 .....	23
2-5 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち .....	24
(1) 環境への負荷の少ない社会システムの構築 .....	24
(2) 快適環境の保全と創出 .....	25
第3章 構想の推進のために .....	26
3-1 自立した区政の確立 .....	26
3-2 参加と協働のまちづくりの推進 .....	27
3-3 地域を基盤にした区政の推進 .....	27
3-4 広域的な都市課題への対応 .....	28
3-5 行財政の効率的運営 .....	28



## 序 章 基本構想見直しの背景と目的

私たちは今、時代の大きな転換期を迎えています。それは、区政はもとより区民生活にも大きな影響をもたらしています。

新宿区では、1987（昭和62）年に基本構想を策定し、総合的で計画的な区政運営を進めてきましたが、新しい状況を踏まえて、基本構想を見直すことが必要となっています。

この間のバブル経済とその崩壊は、新宿という都市のあり方、私たちの生活のあり方について、大きな課題と教訓を残しました。

バブル経済は、新宿への業務機能の集積を加速させ、都心化を一層進めましたが、一方では急激な人口減少を引き起こし、地域社会にも少なからず影響を与えました。都心化の陰では、都市基盤整備の立ち遅れや、老朽木造住宅密集地区が改善されないままに取り残されるなど、様々なひずみも生まれました。

また、バブル経済は、「成長神話」や「土地神話」をよりどころとした生活設計や経済活動の追求を促進したことも明らかです。行政もまた、地価対策や定住対策など、バブルがもたらした課題への対応に努めながらも、経済活動の拡大を前提とした行政運営を行ってきた面が少なからずありました。

バブル経済とその崩壊は、私たちに経済的効率性に偏った価値観の見直しと区政運営の転換を迫っています。それは、何よりも快適な生活環境の形成を踏まえた定住の促進を図り、「住みたくなる、そして住み続けられるまち」、また「生活と都市機能とが調和したまち」として発展することが重要であること、そして堅実な行財政運営が大切であることを改めて教えてくれました。

また、新宿区は他区に比べて、高齢化・少子化が進んでおり、外国人も多く居住しています。さらに、国際化や高度情報化の進展は、区民の生活や価値観に大きな影響を及ぼしています。一方、地球規模での環境問題の深刻化や阪神・淡路大震災、地方分権の新しい動向など、新宿区を取り巻く社会・経済状況は大きく変動しており、私たちに多くの課題を投げかけるとともに、新たな視点で問題に取り組まなければならないという認識を深めさせています。

これまでの基本構想は、次のような三つの基本理念を掲げてきました。

#### 〈人間性の尊重〉

だれもが、個性ある人間として平等に尊重され、平和な社会の中で、安全かつ自由で、健康に生きることは、憲法で保障された基本的な権利であり、これを将来にわたり尊重する。

#### 〈自立と交流連帯〉

区民一人一人が、豊かで幸せな生活を実現するためには、区民が個人として自立し、互いにふれあい、信頼をもって支えあう、交流連帯の地域社会を築いていく。

#### 〈地域性の重視〉

それぞれの地域の個性ある生活や文化は、先人の知恵と努力の結晶であり、この地域性を重視して、区民の主体的な参加のもとに、住みよい地域社会や調和のとれたまちづくりを進める。

これらの基本理念は、今日においても一層その重要性を増しています。そこでこれを継承し、新しい状況と様々な課題を見据え、基本構想の見直しを行います。

# 第1章

## 新宿区の直面している課題と新しい新宿像

### 1-1 新宿区のまちづくりの課題

私たちのまち新宿区は今、時代の大きな新しい流れに直面しています。

それは、高齢化・少子化や国際化・高度情報化の一層の進展、地球環境問題の深刻化、安全な都市づくりへの関心の高まり、地方分権の大きなうねり、区民の生活・価値観の多様化などです。

これらの流れを、「人間性の尊重」、「自立と交流連帯」、「地域性の重視」の三つの基本理念に照らすと、次のような課題が浮かび上がってきます。

第一は、新宿区に住むすべての区民が、豊かな人生をおくることができるような新宿区を築くことです。

新宿区は、長く住み続ける区民、人生の一時期を過ごす区民、外国人居住者など、様々な区民が生活している都市です。

新宿区の高齢化・少子化は、今後も更に続くことが予想されます。核家族化や一人暮らし高齢者を始めとする単身世帯の増加などによる小家族化が進むことも確実です。このような変化に対応して、高齢者や障害をもつ人を始めすべての区民が家庭や地域社会の中で、自立した生活を営み、共に支えあうことができる地域社会を築くことが求められています。また、子育てについても、単に家庭における問題としてだけでなく、子どもが生き生きと育つ環境を地域全体でつくりあげていくという、社会的な支援体制の確立が必要とされています。

第二は、新宿区で生活する区民や、様々な企業、事業所などで活動する多くの人々が、地域において共生し交流できる都心にふさわしいコミュニティを形成し、地域の活力を向上させることです。

新宿区は、様々な区民が生活するとともに、多くの人々が働き、学び、訪れる新しい都心です。個人の自立や生活の質の豊かさを求める区民など、人々の生活

意識は多様化しています。新宿区は、様々な価値観とライフスタイルをもった人々が、充実した生活と活動を実現できるような都市としての機能を充実することが求められています。また、地域の産業が区民の生活と地域の発展に重要な役割を担っていることから、国際化や高度情報化など、新しい産業動向や人々の生活と意識の多様化を踏まえた、産業の展開と活性化を図ることが必要です。

第三は、新宿区に住み、そして住み続けたいと願う人々が、快適な環境のもとで、地域で安心して暮らすことができ、環境への負荷の少ない生活ができるような都市を形成することです。

居住の場としての地域の生活環境の向上を図りながら、区民の定住や新しい都心居住を促進することが求められています。また、地球の温暖化など地球環境問題の深刻化や都市・生活型公害の増大、阪神・淡路大震災の教訓は、環境への負荷が少ない快適なまち、安全で安心できるまちへの関心を増大させています。

こうした状況から、良好な生活環境の整備と、安全で安心できる都市基盤施設の整備が求められています。

第四は、地域の特性と区民の主体性を尊重したまちづくりを展開するために、多様な参加と協働のしくみをつくり、地域課題に即した総合的な計画づくりを進めることです。

新宿区においては、区民生活と都市機能をどう調和させるかが大きな課題ですが、区民の生活と活動の拠点である地域ごとに、様々なニーズと課題を踏まえた計画づくりを進めることが必要です。そのために、区民の主体的なまちづくりを促進するとともに、区内で活動する企業や事業者なども地域社会の一員であり、住みよい地域社会の形成と活性化に社会的責任と役割を担っていることを踏まえ、地域における区民、企業等及び行政の協働のしくみをつくり、充実することが求められています。

さらに、これらの課題に取り組むためには、区民の自治と参加を基礎に、自立した区政を確立することが必要です。

地方分権は、新しい時代の流れとなりつつあります。区はこれまで、区民に最も身近な基礎的自治体としての自治権の拡充を推進してきましたが、さらに、区民一人一人の発意と活動がいかされる開かれた区政を推進することが求められています。そのために、一層、地域と区民の視点に立った区政運営を確立するとともに、広範で多様な区民の参加による区政を推進することが必要です。

新宿区は、こうした課題を踏まえ、21世紀初頭に向かって、新宿区に住み、働き、学び、訪れる人々の知恵を結集し、清潔でやすらぎと活力のある都市生活と、多様なものが共存できる共生と協働による地域社会を創らなければなりません。それは、世界の平和を希求する、平和都市新宿区に期待されている姿でもあります。

ここに、次の世代に引き継いでいくための、21世紀における道しるべとして、新しい「新宿区基本構想」を策定します。

## 1-2 新時代の新宿像

新しい新宿像は、これまでの「ともに生き、集うまち」を発展的に継承するとともに、これまでもまして、新宿区を支えている多様な人々の英知を結集する視点から、新たに「ともに考え、創るまち」を加え、新しい新宿像は、

「ともに生き、集うまち」

「ともに考え、創るまち」とします。

### 〈ともに生き、集うまち〉

新宿区は、多くの人々が住み、働き、学び、訪れるまちです。

新しい新宿区は、だれもが住みたくなるまちであり、住みたいと願う人々が、安心して住み続けられる、ともに生きていくことができるまちです。

また、あらゆる人々に開かれた都市、文化の交流と創造の広場であり、ともに集うまちです。

そのために、区民生活と都市機能の調和を図り、生活と交流の拠点としての個性豊かな都市空間を形成していかなければなりません。

21世紀の新宿区、それは、新宿区に住み、働き、学び、訪れる人々が、ともに生き、集い、連帯し、新しい生活と文化を築いていくまちです。

### 〈ともに考え、創るまち〉

新宿区は、多くの人々が住み、働き、学び、訪れるまちです。また、多様な企業等が活動し、交流するまちです。

新しい新宿区は、新宿区に住み、働き、学び、訪れる人々と企業等が、ともにそれぞれの役割と責任をもってまちづくりに参加し、ともに英知を結集して創りあげるまちです。

そのために、それぞれの生活や活動に基き将来を考え、協働してまちづくりを進めていかなければなりません。

21世紀の新宿区、それは、新宿区で生活し、活動している多様な人々と企業等及び行政が、ともに考え、創りあげていくまちです。

## 第2章 まちづくりの大綱

人々の幸せは、その居住する地域社会の中で、それぞれが個性ある人間として尊重され、親しくふれあい、助け合い、そして相互に支えあいながら、健康で快適な生活をおくることです。

それは、区政の努力はもとより、区民が個人として自立し、地域社会で交流し、連帯しあうことにより実現されるものです。

こうした認識に立って、21世紀を迎える新宿区のまちづくりは、新しい新宿像の実現のため、次の5つの柱を基本目標として推進します。

- 1 健康でおもいやりのあるまち
- 2 とともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
- 3 安全で快適な、みどりのあるまち
- 4 にぎわいと魅力あふれるまち
- 5 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち

## 2-1 健康でおもいやりのあるまち

高齢化の進行、成人病の増加、区民の意識や生活様式の多様化、医療の発達などに伴い、健康づくりに関する区民の関心が高まっています。また、生活の中でのストレスが増加しており、心の健康づくりが大きな課題となっています。

高齢化・少子化の進行と家族構成の変化に対応した育児や介護システムの整備が必要となっています。また、様々な障害をもつ区民も増えています。

家庭における子育てを支援するとともに、高齢者や障害をもつ人が安心して自立した生活ができるように、福祉と保健・医療の連携による在宅サービスを中心としたケアの充実を図ります。また、区民が適切なサービスを受けられるよう、情報提供を進めます。

高齢者や障害をもつ人が、地域で自立した生活ができるよう、ノーマライゼーションの理念を定着させるとともに、福祉のまちづくりを推進します。

### (1) 心と体の健康づくり

健康は、区民が幸せな人生をおくるうえでの基本です。自分の健康は自分でつくり、守るという意識を深めながら、医療機関、地域の保健医療団体などとの連携のもとに、生涯を通じた心と体の健康づくりを進めます。

#### ① 生涯を通じた心と体の健康づくり

ライフステージに対応した健康増進活動の充実とともに、医療機関との連携により、生涯を通じた健康づくりを推進し、「ねたきりゼロ」を目指します。

また、不登校やいじめなどにかかわる子どもの心の問題への対応を始め、それぞれの世代の心の健康づくりを、福祉、教育、保健・医療等広い視点に立ち推進します。

#### ② 地域保健医療体制の整備

区民の健康な生活を支援するために、保健活動の充実を図ります。

また、心と体の病気の予防、早期発見、治療、リハビリテーションなど、区民

それぞれのニーズに応じて、一貫した保健医療サービスが受けられる、地域保健医療体制の整備を進めます。特に、かかりつけ医の役割を重視するとともに、病院と診療所の連携による医療体制づくりを進めます。

## (2) 地域とともに育む福祉社会づくり

子どもや高齢者、障害をもつ人を始め、すべての区民が、家庭や地域の中で、健康で豊かな生活をおくることができるように、在宅サービスを中心にした福祉の充実を図ります。

そのためには、だれもがいつでもどこでも必要な福祉サービスが受けられるしくみを整え、様々なライフステージやライフスタイルに対応した福祉サービスの提供を進めます。

### ① きめこまかな総合的福祉の推進

区民の福祉ニーズの多様化と量的拡大に対応して、それぞれの対象者に即したサービスの総合化と、きめこまかなサービス提供のシステムづくりを進め、総合的な福祉行政を推進します。

### ② 在宅福祉、在宅医療の推進

高齢者や障害をもつ人が、住み慣れた家庭や地域の中で生活が続けられるように、在宅福祉と在宅医療を推進します。

そのために、在宅での生活と介護等を支援するための住宅の改善や新しい住まい方の検討を進めます。また、訪問サービス、訪問看護等の充実を図ります。さらに、在宅サービスとの連携を踏まえた地域の福祉、保健施設の整備を進め、選択性に配慮したサービスの提供を図ります。

### ③ 社会参加と生きがいづくり

高齢者や障害をもつ人が生きがいをもち、多くの分野において、能動的かつ自立的な社会参加や就労ができるような環境づくりを進めます。

#### ④ 子育て支援の推進

核家族やひとり親家庭の増加、男女が共に社会に参加する状況の進展などによる子育て機能の低下に対応するため、子育て世帯の生活と就労の特性による多様な保育ニーズに即したサービスの充実に努めます。また、家庭や地域との連携による子育てを支援する体制の充実に努めます。

#### ⑤ 人権の保護と生活の支援

人権や生活にかかわる様々な問題の解決や、ひとり親家庭などに対する適切な相談・指導、援助などの充実に努めます。

### (3) 社会福祉を支える新しいしくみづくり

区民ニーズの多様化に対応して地域における福祉と保健医療サービスなどの総合的な展開を図るため、民間の組織や団体との連携によりサービスの提供システムの充実に努めます。

区民の参加による地域の福祉活動を推進するとともに、高齢者や障害をもつ人の生活行動に配慮したまちづくりを推進します。

#### ① 福祉と保健医療サービスなどの総合的展開

高齢者や障害をもつ人の在宅での自立した生活を支援するために、福祉・保健・医療サービスの総合化を図ります。

また、子育て支援、高齢者や障害をもつ人に対するサービスなど、対象者に即したサービスの総合性を確立するために、福祉と保健医療、住宅、教育等の関係組織の連携と統合を進めます。

#### ② ともにつくる福祉の推進

行政の責任を明確にしながら、民間における新しい福祉の組織や活動による多様な供給主体との役割分担を踏まえた、サービスの充実に努めます。また、ボランティア活動の支援や福祉教育を通じて、参加と協働による福祉を推進します。

### ③ 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障害をもつ人への配慮が、すべての人々への配慮につながり、住みやすさにつながるとの視点から、道路や公共的施設の改善を始めとした福祉のまちづくりを推進します。また、あらゆる機会を通じて、ノーマライゼーションの理念の定着に努め、物心両面から人にやさしいまちづくりを推進します。

## 2-2 ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち

子どもの自主性、主体性が尊重され、子どもが地域社会の中で、学習や遊び、スポーツを通じて、心身共にたくましく成長し、国際社会の一員として、世界の平和と繁栄に寄与できるように、人間性豊かに育てられることが大切です。

また、区民にとっては、自らの個性と能力を発揮するための学習活動に主体的に参加するとともに、それを支援する文化、スポーツや学習活動の場と機会の拡大が必要です。

同時に、あらゆる分野で、人々の心のふれあいの場を形成していくとともに、男女が共に参加する社会の形成や世界の恒久平和を目指すことが大切です。

そのために、それぞれの地域特性を重視しながら、世代間の交流や外国人との交流など、多様な交流を基礎とした地域社会をつくりあげていきます。

### (1) 生涯学習、スポーツの推進

21世紀を担う子ども達が、心身共にたくましく成長するために、家庭、地域、学校が密接な連携を図り、望ましい学習・教育環境の整備に努めます。

また、学校開放の積極的な展開を図り、地域を始め、社会に開かれた学校づくりを進めます。

さらに、区民一人一人が生涯を通じて、個性や能力を発揮し、生きがいをもって生活できるように、生涯学習やスポーツの場や機会などの条件整備を進めます。

#### ① 学習・教育環境の充実

子どもが豊かな人間性やたくましい心身をそなえ、社会的、国際的な感覚を高められるように、家庭、地域、学校が相互に連携し、変化する社会にふさわしい学校づくりを進めます。そのために、社会の課題に対応した教育内容・方法の開発と学習環境の整備を図ります。また、養護学校や心身障害学級と、普通学級との交流の推進に努めます。

また、家庭、地域、学校の連携を重視し、子どもの健全育成のための体制の整備を図り、地域の教育力の向上に努めます。その際、いじめや不登校等に対処す

るため、教育、福祉、医療等の連携による相談・指導体制の確立を図ります。また、子どもの主体性をいかした公園、広場などを始め、良好な地域環境の整備を図ります。

## ② 開かれた学校づくり

学校開放を積極的に展開するなど、地域に開かれた学校づくりを推進し、生涯学習の一環としての学校教育の充実を図ります。

また、子どもを国際性をもった豊かな人間として育てるため、外国人との交流などを含め、国際理解教育の推進を図ります。

## ③ 生涯学習、スポーツの条件整備

ライフステージに対応した、体系的な生涯学習の機会と場の充実を図ります。そのために、開かれた学校の推進を始め、区内の大学や民間団体などとの連携によるプログラムの充実を図ります。

その際、活動グループや指導員の育成、人材バンクの創設など人材の発掘を進め、開かれた学校づくりを推進し、生涯学習、スポーツの活性化、体系化を図ります。

さらに、区民の自主的、主体的学習を支援する視点から、図書館の機能を強化するとともに、各種図書館との協力・連携体制を確立するなど、地域図書館システムを整備します。また、学校図書館の充実を図ります。

## (2) 個性ある地域文化づくり

個性ある人間形成と充実した生活を営むために、地域の文化活動の活性化を図り、文化交流を推進します。

また、歴史、民俗を始めとする各種の文化資源を有機的にネットワーク化し、地域文化の基盤づくりと文化環境の向上を図ります。

### ① 地域文化活動の活性化

優れた芸術文化や、歴史的行事など伝統文化に接する機会の拡充を図ります。

他都市との交流を進め、文化行事、文化的活動の活性化を図ります。

また、団体、グループの育成や文化芸術活動家の発掘など、文化活動の支援体制の確立を図ります。さらに、国際化に伴う地域での国際交流と異文化理解を促進します。

## ② 文化資源の保護と文化環境づくりの推進

地域に伝承されてきた史跡や彫刻・絵画・工芸品等の有形の文化財及び伝統行事・民俗芸能等の無形の文化財、加えて埋蔵文化財や歴史的地名など、貴重な文化資源を総合的に把握し、その保護に努めます。また、文化資源を保存して地域文化の基盤を整備するとともに、そのネットワーク化により多面的な活用を図ります。さらに、景観や環境を視野に入れた文化環境づくりを推進します。

## (3) ふれあい、参加、協働の推進

住みよい地域社会づくりを進めるため、地域における世代間の交流や外国人との交流など多様な交流を促進し、生活や文化の学習と継承を図ります。また、青少年の健全育成や福祉などに関わる地域の参加と交流を促進し、ボランティアや非営利団体などの市民活動との連携を含め、地域における相互支援機能の強化を図ります。

そのためには、リーダーの発掘と養成、情報の提供など、コミュニティ活動を支援するとともに、公共施設の有効活用を促進し、活動の場の拡大に努めます。

## ① コミュニティ活動の充実と支援

地域における区民の参加と交流を促進し、教育や福祉、環境や防災など、地域における協働と相互支援機能の強化を図ります。また、ボランティアや非営利団体などの市民活動との連携を含め、住みよい地域社会づくりを推進します。活動や施設に関する情報の提供の充実、リーダーの発掘と養成を積極的に進めるなど、支援体制の強化を図ります。

## ② コミュニティ施設の充実と利用の促進

区民センターの整備を進めるとともに、学校を含めた各公共施設をコミュニティ活動の場としても有効に活用し、いつでもだれでも利用できる身近なコミュニティ施設の充実を図ります。また、民間の集会施設との協力関係を促進します。

## ③ 青少年の健全育成

家庭、地域、学校の連携を密にして、青少年の生活と活動に対応した良好な地域環境の整備を図ります。特に、青少年の自主性、主体性をいかした、心と体の居場所づくりに努めます。

## (4) 男女共同参画社会の構築

あらゆる分野において、固定的な性別役割分業観にとらわれずに、男女が共に参加・参画する社会づくりを目指すとともに、男女平等と性の尊重の意識づくりを図ります。

### ① 男女平等のための意識づくり

男女平等の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育を推進し、それぞれの分野で、人権としての性の尊重と認識の確立を図ります。

### ② あらゆる分野における男女共同参画の促進

区政における政策形成への女性の積極的参画を始め、社会のあらゆる分野に男女が共に参加・参画するために、女性自らの主体的な能力の向上を図り、参加しやすい環境を整えます。

### ③ 家庭生活を男女がともに担うための支援

固定的な性別役割分業観にとらわれずに、男女が共に家庭における責任を果たすための意識づくりを進めるとともに、様々な家庭が自立して生活していけるような支援策を推進します。

## (5) 平和の推進と国際化への対応

福祉社会は平和であってこそ実現するのであり、世界の恒久平和を願い、平和の視点を取り入れた区政の推進を図ります。

また、外国人を地域社会の一員として受けとめ、地域における外国人との交流や異文化理解の促進を始めとした国際交流等を通じて、国際社会に開かれた地域社会の形成を図ります。

### ① 平和事業の推進

平和の視点に立った区政の推進を図ります。また、啓発事業の充実を始め、生涯学習における平和に関する学習活動や、様々な交流活動を推進して区民の平和に対する意識啓発を図ります。

### ② 国際化に対応した地域社会づくり

国際化の進展に対応した区政を推進し、異文化理解を促進するとともに、交流や参加を通じて、外国人にも生活しやすい地域社会を形成します。また、平和や地球環境問題等について、区民の意識啓発と活動の促進を図るとともに、内外の人々の活動や組織との交流及び連携の促進を図ります。

## 2-3 安全で快適な、みどりのあるまち

区民が安心して快適に暮らし、住み続けられることができるように、都市地域の容量や環境負荷にも配慮した、都市基盤施設の整備や土地利用の適正な誘導を進めます。また、それぞれの地域の特性をいかした安全なまちづくりを進め、商業・業務機能と居住機能の調和した多様な都心居住の可能な生活都市としての整備を図ります。

また、人々が地域で安心して生活し、都市活動を維持できるような、災害に強いまちづくりを推進します。

さらに、都市生活も自然生態系の中で営まれることを深く認識し、みどりとうるおいのある快適な都市環境づくりを進めます。

### (1) 計画的なまちづくりの展開

適切な都市構造の実現を図るとともに、区内の土地利用を、住居系、商業系、工業系その他複合系等に区分し、計画的にそれぞれの地区が形成されるよう、規制、誘導を図ります。

また、地域の特性を十分にいかして、それぞれの地域の計画的なまちづくりを進めるとともに、居住環境上あるいは防災安全上、特に改善を必要とする地区の重点的整備を図ります。

#### ① 適切な都市構造の実現

人が住む都市として、適切な都市骨格の形成を図ります。また、住居系の地域は、良好な居住環境の保全・誘導を図るとともに、それ以外の住・商・工の複合した地域はバランスのとれた市街地形成へ誘導するなど、適切な都市構造の実現を図ります。

さらに、周辺環境や高齢社会にも十分配慮しながら、公共交通の質の改善を促進し、人と環境に配慮した道路などの整備を進めます。

## ② 地域の特性をいかした参加のまちづくり

まちづくりに対する意識の啓発やまちづくりの学習を進めながら、区民参加のもとに企業等を含めた多様な参加の場を確保し、地域の歴史性などの特性をいかした自主的なまちづくりの積極的な支援を進めます。

また、道路が狭く住宅が密集しているなど、居住環境上、防災安全上、特に改善を要する地域については、重点的に市街地整備を進めます。

## (2) 災害に強い安全なまちづくり

都市基盤施設や防災施設の整備により、災害に強いまちづくりを進めます。また、安全なまちづくりについての区民の自主的な取組を支援し、災害に強い地域社会づくりを進めます。

### ① 防災都市づくり

建物の不燃化と耐震化を進めるとともに、避難道路、避難場所や延焼遮断帯などの施設を整備する防災生活圏の形成を図るなど、都市の防災機能を高めます。

また、河川流域等での水害を防止するために、河川改修や下水道の整備を促進し、事業者等の協力のもとに、総合的な治水対策を推進します。

### ② 地域ぐるみの防災体制づくり

自分たちのまちを自分たちで守るという視点に立ち、区民・企業・行政の参加による地域の自主防災活動の強化を図るとともに、地域の防災施設・設備の整備を進めます。また、危険箇所点検等を区民・企業等と一体となって取り組み、地域の安全性を高めます。

## (3) 快適な生活環境づくり

多様な居住ニーズに対応した住みよい環境づくりを進め、定住の促進を図るとともに、便利で快適な都市生活の実現に努めます。

また、生活道路や交通安全にかかわる施設や施策を充実するとともに、公園、広場の整備を図り、ゆとりある快適な生活環境づくりを推進します。

### ① 住みよい環境づくり

良好な住宅地の保全や木造密集市街地等の住環境の改善を図り、住みよい環境づくりを進めます。

また、多様な居住ニーズと、高齢者や障害をもつ人などの居住の確保に対応した公的住宅を含めた良好な住宅供給の促進を図ります。さらに、住宅の適切な維持・管理を促進します。

### ② 人にやさしい道路、交通施設の整備

交通の利便性の向上や快適な生活空間の形成を図るために、生活道路の体系的整備を進めるとともに、交通安全施設や施策の充実と楽しく歩くことのできる歩行者空間の整備を図ります。

また、高齢者や障害をもつ人などの利用に配慮した人にやさしい道路など、交通施設の整備を図ります。

### (4) うるおいのあるみどりのまちづくり

みどりは人々の心にうるおいとやすらぎをもたらす貴重な環境資源です。四季の変化が感じられ、きれいな空気や水、豊かな樹木に囲まれた居住環境を形成するために、みどりの保全と創出など地域緑化を推進します。

また、水辺や公園の整備を推進し、うるおいのあるまちづくりを進めます。

### ① みどりと水の豊かなまちづくり

残されている良好な樹木や樹林を守るとともに、みどりを増やすしくみづくりを進めます。緑化意識の啓発を図りながら、生き物と共生し、ふれあえる地域緑化を積極的に推進します。

また、身近な緑地の整備や多面的な方法による新しいみどりの創出を図るとともに、川や水辺に憩いのある空間づくりを進めます。

### ② 公園、広場などの整備充実

適切な公園の配置と整備を進めるとともに、ポケットパークなどの身近な広場

の整備を図ります。

また、特色ある公園づくりや、利用の活性化を図る公園再整備等を進め、人が集い、ゆとりとやすらぎをもたらす地域環境づくりを推進します。

## 2-4 にぎわいと魅力あふれるまち

新宿区は、国際化・情報化の進展を背景に、国際的な広がりをもった業務、商業、文化活動の拠点としての役割を果たしています。こうした機能の集積に対応して、外国人も含め、多くの人々が働き、学び、訪れるまちです。

区民はもとより、内外の多様な人々の交流するまちとして、その魅力を向上させるための機能の整備を進めます。

また、国際化・情報化の進展と産業構造の変化に対応した地域産業の振興と新しい企業活動を支援し、地域経済の活性化を図ります。

さらに、商店街においては、区民が集う楽しい買物の場として、地域の特性をいかした魅力ある地域商店街づくりを進めます。

また、消費者の自立支援などにより、区民の生活基盤である消費生活の充実を図ります。

### (1) 魅力あふれるまちづくり

暮らしの場であるとともに、文化・経済活動が活発に展開し情報が交流する、都市としての魅力の充実を図ります。また、清潔で美しいまちづくりを進め、快適な都市環境の形成を図るとともに、緑化やまちのデザインやサインづくりの向上を図り、内外の交流にふさわしく分かりやすいまちづくりを推進します。

#### ① 魅力ある都市空間づくり

それぞれの地域の特性を踏まえ、周辺環境との調和を図りながら、新宿らしい魅力的な都市空間の形成に努めます。また、道路交通施設や都市基盤・生活基盤の整備を進め、人々が集い、交流するための都市環境の向上を図ります。

#### ② 清潔で美しいまちづくり

清潔で快適なまちづくりに対するモラルの向上やルールづくりを進めるとともに、緑化の推進と環境美化や環境衛生の強化を図り、快適な都市環境の形成を図ります。

また、公共施設や建物等の、まちの景観の向上を図り、地域の特性をいかした美しいまちづくりを進めます。

## (2) 活力ある地域産業づくり

区内の中小企業が担う都市型工業や商業・サービス業等の発展を図るため、その経営力を高めるとともに、新しい企業活動を積極的に支援し、地域にふさわしい活力ある産業づくりを進めます。

### ① 中小企業の振興

中小企業の経営発展を実現するための振興策を、関連諸機関とも連携して推進します。

また、新分野への進出や同業種・異業種の交流機会拡大のための支援に努め、中小企業の事業活動の活性化を図ります。

さらに、旺盛な事業活動をもたらすため、起業・創業の支援に努めます。

### ② 地場産業の振興

印刷・製本関連産業や染色業などの地場産業が、環境変化に適切に対応し、経営の発展と事業の変革を実現できるよう支援します。

印刷・製本関連産業については、国際化、技術革新、情報化に対応した振興策の充実に努めます。

染色業については、業界の連携強化と人材育成や技術の伝承に努めます。また、区民の文化活動との積極的な交流を促進します。

### ③ 中小企業で働く人々の福祉の推進

産業構造や就業構造の変化、勤労者の意識の多様化の実態を踏まえ、中小企業で働く事業主や従業員の豊かでゆとりある生活の実現を図ります。

## (3) 魅力ある地域商店街づくり

地域環境の変化や消費者ニーズの変化に対応した商店経営の強化を図ります。

また、地域の特性をいかした魅力ある商店街づくりを進めます。

#### ① 商店街の活性化

商店街が、地域のニーズに見合った活性化に取り組み、自立的に発展する機会をつかめるよう支援します。

そのために、商店街の中核となって活躍する担い手を育成し、商店街組織の強化と充実に努めます。

#### ② 魅力ある買物空間づくり

地域商店街が、にぎわいのある楽しい買物の場となるような再生の取組に対して、情報の提供や専門家の派遣等の支援を行います。

### (4) 豊かな消費生活の実現

消費生活にかかわる問題が様々な分野に広がっている中で、消費者の自立を支援し、安全で安心できる消費生活の実現に努めます。

#### ① 消費者の自立支援

消費者が自ら問題を解決できるよう、情報の提供や消費者教育の充実に努めます。

また、消費者団体の育成と相互交流の強化を図り、自主的な活動を支援します。

#### ② 安全で安心できる消費生活の実現

安全で安心できる消費生活の実現のため、商品やサービスの安全性と安定的供給の確保に努めます。

また、悪質商法等による消費者被害の防止と救済に努め、そのための体制の強化を図ります。

## 2-5 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち

深刻化する地球環境問題や増大する都市・生活型公害を解決するためには、環境に悪影響を与えない社会、即ち環境への負荷の少ない社会へ転換することが必要です。そのためには、人々の暮らしが、地球環境と密接な関係にあることを十分認識し、区民、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた役割と責務を果たすことにより、環境の保全を進めていかなければなりません。

また、環境への負荷の低減を図るとともに、みどりの保全や創出などの快適な環境づくりに努め、総合的な環境行政を推進することが必要です。

### (1) 環境への負荷の少ない社会システムの構築

物質的豊かさや利便性の追求に重点を置いた経済活動やライフスタイルを見直し、あらゆる人間活動の場において環境に対する配慮を行い、可能な限り環境への負荷を低減し、地球環境の保全や多様化する都市・生活型公害の防止に努めます。

そのため、区民、事業者、行政のそれぞれの役割と責務を踏まえた連携の強化を図り、限りある資源を有効に利用できる資源循環型社会を形成します。

#### ① 環境への負荷の低減

地球環境の保全を図るため、生活や産業等のあらゆる分野において、省資源・省エネルギーを促進します。

また、オゾン層の破壊を防止するためのフロン対策等を推進します。

さらに、大気汚染の防止を始めとした公害の監視、規制・指導を強化し、生活環境の保全を図ります。

#### ② 資源循環型社会の形成

社会経済活動全般にわたり、資源やエネルギーのより一層の循環・効率化を進めます。

そのため、ごみの発生抑制や分別、資源の再利用を通じてごみの減量とリサイ

クルを推進するとともに、清掃事業の推進体制の充実を図ります。

また、廃棄物等の適正な処理を進めるとともに、区民や事業者の参加と協力によるリサイクル等の活動の推進を図ります。

### ③ 環境保全思想の普及と啓発

環境を保全し、資源循環型社会を形成するには、区民一人一人が人間と環境のかかわりについて理解を深め、環境に配慮した生活をする必要があります。

そのために、環境に関する学習や教育を推進し、環境保全思想の普及と啓発に努めます。

## (2) 快適環境の保全と創出

みどりの保全や創出など、自然との共生を推進するとともに、美しいまちなみの形成や文化環境の向上を図り、快適な都市環境の形成に努めます。

そのために、環境保全を基調とした総合的なまちづくりを推進します。

また、行政は率先して環境の保全に努め、区民、事業者との連携を図りながら、環境全般にわたる総合的な環境施策を推進します。

## 第3章 構想の推進のために

基本構想の実現には、区が総力を結集するとともに、区民参加のもとに開かれた区政を推進し、各分野の施策を総合的、計画的に実施し、区民福祉を実現することが重要です。

しかし、新宿区は、多くの人々が住み、働き、学び、訪れるまちであり、新宿区における都市機能は、区行政の領域を越えて民間や、国、都が担っている面も少なくありません。

したがって区は、まず区の自治権や財政自主権の確立を図り、行財政の効率的運営を推進するとともに、民間や国、都との緊密な協力と連携を進めなければなりません。

また、新宿区のまちづくりにかかわりのあるすべての人々の理解と協力を得ることが必要です。

### 3-1 自立した区政の確立

特別区は自治体として、公選の区長、議会をもち、区民に最も身近な政府としての役割を担っていますが、法律上は、特別地方公共団体として位置づけられ、一般市とは異なる様々な制限を受けています。

区は、新しい時代に対応した、区民福祉の向上にかかわる行政サービスを自主的に遂行していくため、特別区を基礎的自治体に改めるよう、特別区制度の改革に取り組んできました。

間近に迫っている清掃事業の移管を始めとする、特別区制度の改革による事務権能の拡充や、地方分権の動向も踏まえ、区は引き続き、他区や都との連携のもと区民とともに国に働きかけ、基礎的な自治体にふさわしい事務権能の拡充と財政自主権の確立に努めます。

### 3-2 参加と協働のまちづくりの推進

区民は、自分たちのまちを自分たちの手でつくり、育てていくことが大切です。また企業等も、地域社会を構成する重要な一員であり、地域社会の発展とまちづくりに大きな役割と責任をもっています。

区は、区民と企業等が、地域社会の構成員としての自覚と責任をもって、地域社会づくりを進めていくことのできるしくみをつくる必要があります。

地域で活動している組織や団体は多様ですが、地域を越えて新しい市民活動や組織も広がっています。

区は、これらの活動を受けとめ、地域の組織・団体と新しい市民組織が交流と連携を深め、地域課題の解決に向けて合意形成を図るよう支援します。

また、地域のまちづくりや地域活動への企業等の積極的な参加を促進します。

区は、広報、広聴機能の充実と区政にかかわる情報の公開と提供を積極的に推進し、区民が政策や計画の策定に参加する機会の充実を図り、区民・企業・行政が一体となった参加と協働のまちづくりを進めます。

### 3-3 地域を基盤にした区政の推進

新宿区は、区民が生活しているそれぞれの地域の特性を尊重した、きめこまかな行政サービスを行うとともに、まちづくりを進める必要があります。

そのために、区は地域における区民の創意を大切にし、区民による地域のまちづくりのための点検活動や地域ごとの計画づくりを支援します。

また、地域の主体性を尊重し、可能なところから先導的にまちづくりの具体化を図ります。

あわせて、関係組織や機関との協議と緊密な連絡調整を行い、地域からの様々な分野の事業や計画づくりや、地域における様々な相談・指導機能とサービスの提供システムの充実と改善を図っていきます。

### 3-4 広域的な都市課題への対応

新宿区は、区民生活に重大な影響を与える土地問題や震災対策、あるいはホームレス問題など大都市特有の様々な広域的な課題に直面しています。さらにもっとも、社会・経済情勢の変化に伴い、新たな課題に対応していかなければなりません。

これらの広域的な解決が求められる都市問題の多くは、その性格から、まず国や都による解決が待たれます。しかし、区民に最も身近な自治体として新宿区は、区民及び市民団体等の理解と協力を得ながら、23区や都を始めとする他の自治体や国との連携により、対応策を確立し、問題の速やかな解決に努めます。

### 3-5 行財政の効率的運営

区は、区民福祉の向上と新しい行政需要に対応するために、横断的な連携を密にするとともに、高度情報化に対応した区政運営を進め、総合的で弾力的な執行体制を確立します。

また、新しい行政需要に対応した行政組織の見直しを進め、効率的な区政運営の確立を図るとともに、受益と負担のあり方についても検討を行いながらサービスの充実を図ります。

また、施策や事業の点検を通じて優先順位等を踏まえた行財政運営を推進するとともに、区民のニーズに対応した施設の機能の見直しを図り、施設の有効活用と再編整備を進めます。

区財政も、社会・経済の構造的変化の中、大変厳しい状況にあります。区は、基本構想の実現に必要な財源措置などを、国や都に対して要請するとともに、区自ら創意・工夫を積極的に行い、財源確保の強化に努めます。

また、区政を担う職員は、常に全体の奉仕者としての使命感と意欲をもち、職員研修等を通じて資質の向上に努め、区民の期待に応える区政を推進します。

# 新宿区基本構想

発行 平成9年3月

新宿区企画部企画課

〒160 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

電話03(3209)1111(代)

本誌は再生紙を使用しています。









